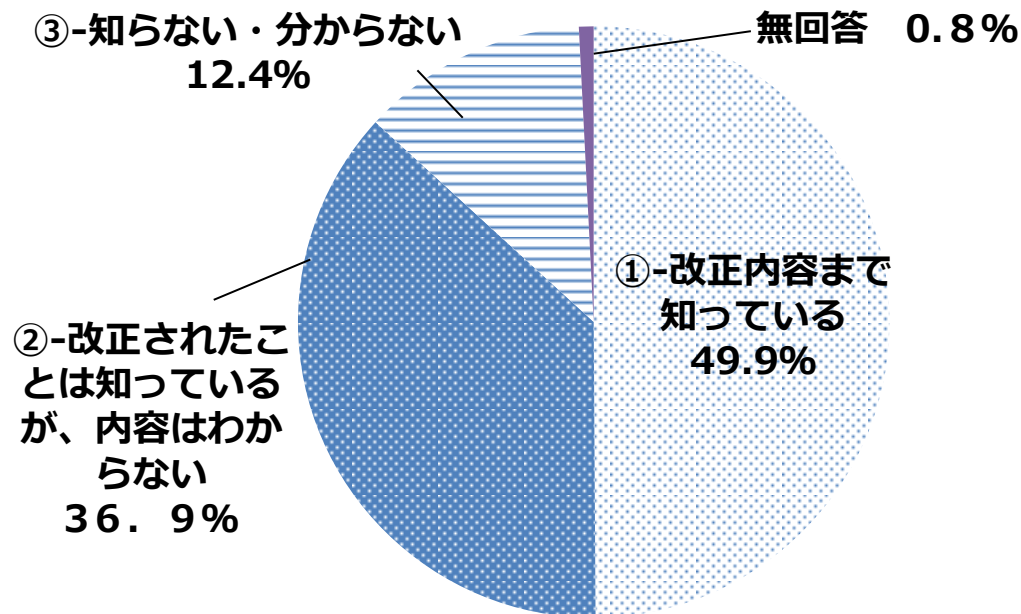


改正労働契約法の認知度について

「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」
独立行政法人労働政策研究・研修機構（2017年6月）

- **約半分の企業(②+③)が未だ無期転換ルールの内容を知らない状況**
(他方、9割弱の企業(①+②)が「改正されたこと」は知っている状況)



調査の概要

1 調査対象

常用労働者10人以上を雇用している
全国の民間企業30,000社

2 調査時点

平成28年10月1日時点

3 有効回収数

9,639社(有効回収率32.1%)
※うち常用労働者49人以下の企業
からの回答:3,505社(36.4%)

- 労働契約法が改正されたことについての情報入手先としては主に以下のとおりであった。
- ・新聞報道やホームページ等での紹介(49.3%)
 - ・社会保険労務士や弁護士等からの情報提供(30.9%)
 - ・人事労務関係の雑誌、団体冊子等の媒体(29.2%)
 - ・行政が主催するセミナー(20.8%) など
- ※「労働契約法が改正されたことを知っている」と回答した企業3,557社の回答(複数回答)